

## 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画等の素案について

現在、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）に市町村の計画策定が義務付けられている「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする、子ども・子育て支援に関する「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）、「（仮称）藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」（以下「居場所計画」という。）及び「（仮称）藤沢市子ども共育（ともいく）計画」（以下「共育計画」という。）の4計画を策定中であり、この度、各計画の素案がまとまりましたので報告します。

### 1 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月から令和2年3月までが計画期間となっている「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「現行事業計画」という。）の次期計画として、令和2年4月から5カ年を計画期間とする「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期事業計画」という。）を策定します。

第2期事業計画は、基本的には現行事業計画を踏襲し、子ども・子育て支援に関する全体的な計画としています。

#### （1）めざす将来像

第2期事業計画では、本市の子ども・子育て支援と若者支援施策全体のめざす将来像として、現行事業計画を引継ぎ「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち」とし、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を副題として新たに定め、子どもの貧困対策の視点を取り入れました。

#### （2）計画の位置付け

第2期事業計画には、支援法で義務付けられている幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めるとともに、子ども・子育て支援に関する全体的な計画として策定し、補完する計画としてガイドライン、居場所計画及び共育計画を位置付けます。

各計画が補完する内容は、ガイドラインについては、具体的な保育の確保方策を策定し、居場所計画については、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の施設整備等を定めています。

また、第2期事業計画の基本目標6に「だれひとり取り残さない 地域共生の推進」を掲げ、子どもの貧困対策に関する実施計画として、共育計画を策定中です。

## 2 藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）

第2期事業計画の策定に向けて推計した「量の見込み」に対応する保育の受け皿確保をはじめ、既存保育施設の再整備及び公立保育所のあり方を柱とした計画を策定します。

なお、計画期間は全体的な計画である第2期事業計画と同じく、令和2年度からの5カ年とします。

### （1）保育を必要とする児童の受け皿確保

利用希望把握調査の結果から見込まれる保育ニーズの増加と、就学前児童人口の減少に伴う将来的な保育ニーズの減少を視野に入れながら、国基準の待機児童解消に向けて次のとおり取組を進めます。

#### ア 認可保育所の新設整備等による保育の受け皿確保

量の見込みに対応するため、引き続き公募による認可保育所の新設整備を進めます。計画策定段階においては、これにより5カ年で1,750人の定員拡大を図る計画です。

#### イ 地域型保育事業（小規模保育事業）の新設整備等による保育の受け皿確保

量の見込みに対応するため、引き続き公募による小規模保育事業の新設整備を進めます。計画策定段階においては、これにより5カ年で228人の定員拡大を図る計画です。

#### ウ 既存保育施設を活用した1～2歳児の保育の受け皿確保

##### （ア）年度限定保育事業の実施

認可保育所の空きスペースや新設する認可保育所の4～5歳児保育室等を活用し、1年間限定で入所保留となった1～2歳児の保育を行います。

##### （イ）公立保育所の定員見直し

0歳児の量の見込みを踏まえ、公立保育所の0歳児定員を減員し、ニーズの高い1～2歳児定員を中心に増員する見直しを行います。

##### （ウ）既存保育施設の再整備に伴う定員拡大

既存保育施設が老朽化等により実施する施設の再整備等に併せて、1～2歳児を中心とした増員を行います。

#### エ その他、藤沢型認定保育施設や企業主導型保育事業の活用、また幼稚園の認定こども園への移行支援、保育士確保策の強化などの取組を引き続き推進することで受け皿の確保を図ります。

## (2) 令和3年4月開所に向けた認可保育所等の公募

新たなガイドラインを踏まえ、令和3年4月開所の認可保育所及び小規模保育事業の公募について、次のとおり事前周知を行います。

詳細な募集条件等については、令和2年2月上旬に市ホームページで公表する募集要項に掲載します。

### ア 募集する地区等

#### (ア) 認可保育所

|   |      |         |      |
|---|------|---------|------|
| a | 東南地区 | 定員60人程度 | 2園以上 |
| b | 西南地区 | 〃       | 3園以上 |
| c | 北部地区 | 〃       | 3園以上 |

#### (イ) 小規模保育事業

|   |      |         |      |
|---|------|---------|------|
| a | 東南地区 | 定員19人以下 | 1園以上 |
| b | 西南地区 | 〃       | 3園以上 |
| c | 中部地区 | 〃       | 1園以上 |

### イ 開所時期

令和3年4月1日

### ウ 主な募集要件

- (ア) 1～2歳児の定員拡大に配慮した定員構成とすること。
- (イ) 3歳児の弾力受入れ枠を設けること。
- (ウ) 0歳児の定員は最小限とすること。0歳児定員を設けないことは可とする。
- (エ) 新設した認可保育所では必ず年度限定保育事業を実施すること。
- (オ) 既存保育施設から一定の距離があること。

### エ 認可保育所等公募のスケジュール（予定）

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 令和元年12月 | 事前周知                    |
| 令和2年2月  | 募集要項公開                  |
| 4月      | 第1回選考委員会（認可保育所，小規模保育事業） |
| 7月      | 第2回選考委員会（認可保育所，小規模保育事業） |
| 10月     | 第3回選考委員会（小規模保育事業）       |

## (3) 既存保育施設の再整備

### ア 法人立保育所の再整備

再整備を検討する法人に対する支援を進め、保育環境の向上と安全性の確保及び定員拡大を図ります。

### イ 公立保育所の再整備

藤沢市公共施設再整備プランに基づき、基幹保育所及び地域保育所について、計画的な建て替え等に向けた検討を進めます。

#### (4) 今後の公立保育所のあり方

基幹保育所は、「藤沢市地域子育て支援ネットワーク」に基づき、子育て支援センターと連携を図りながら地域の子育て支援の充実に努めていくとともに、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウを活用し、地域全体の保育の質の確保に向けた調整役を担っていきます。なお、令和2年度から善行保育園及び善行乳児保育園が基幹保育所に移行することで、教育・保育提供区域（4地区）ごとに基幹保育所を中心とした体制が整備されます。今後はこうした機能と体制による運用状況を踏まえながら、さらなる機能の充実にについて検討していきます。

また、地域保育所については、基幹保育所を補助し、地域における子育て支援の取組を担っていきます。残るその他保育所については、量の見込みと確保方策を踏まえ、施設のあり方の方向性を決定することとします。

#### (5) 病児・病後児保育事業

##### ア 事業の現状と整備予定

現在、東南・西南・北部地区各1施設の法人立認可保育所、及び西南地区の企業主導型保育事業において、病後児保育事業を実施しています。

また、病児保育事業については、現状では実施施設はありませんが、前計画において、事業の実施を提案する事業者との協議等により検討することとしており、現在、次のとおり整備に向けた対応を進めています。

##### (ア) 保育所（藤が岡保育園）による実施

藤が岡二丁目地区再整備事業として整備を進めている藤が岡保育園において、民間収益施設に入居する小児科クリニックとの公民連携による病児保育事業を実施します。

保育施設内に病児保育室を整備し、隣接する小児科クリニックと協定を締結し、病児保育室を運営していきます。

- a 実施地区 東南地区
- b 設置手法 保育施設併設
- c 定員 4名
- d 開始時期 令和3年6月（予定）

##### (イ) 医療機関による実施

市内の小児科クリニックからの提案を受け、現在、実施に向けた調整を進めています。

- a 実施地区 北部地区
- b 設置手法 医療機関併設
- c 定員 4名
- d 開始時期 令和2年10月頃

(ウ) 企業主導型保育事業による実施

現在、西南地区で病後児保育事業を行う事業者が病児保育事業への移行を検討しています。今後もこうした事業者との連携により、ニーズを踏まえた整備を検討していきます。

イ 今後の整備方針

現在整備を進めている事業の実施状況のほか、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、現状で実施施設がない中部地区への設置など、必要な整備に向けた検討を進めていきます。

### 3 (仮称) 藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

放課後の児童の居場所の充実を図るという観点から、放課後児童クラブの整備に加え、地域子どもの家、児童館における利用方法の拡充・新たな運営方法の検討、放課後子ども教室等の整備・活用についての計画を新規に策定します。

なお、計画期間は、第2期事業計画と同じく令和2年度からの5カ年とします。

#### (1) 第2期放課後児童クラブ整備計画

ア 第2期放課後児童クラブ整備計画の内容

第2期放課後児童クラブ整備計画（以下「第2期整備計画」という。）は、居場所計画の中に位置付けます。

第2期整備計画では、平成27年度からの5カ年を計画期間とした現行放課後児童クラブ整備計画の整備実績について評価、検証を行ったうえで、本年5月に実施した利用希望把握調査における放課後児童クラブに対するニーズ分析を行い、施設整備方針、施設整備数などを定めます。

イ 放課後児童クラブ整備数

本年5月に実施した利用希望把握調査の結果をもとに立てた量の見込み、児童推計、待機児童数をもとに、計画期間中に児童クラブの整備が必要な学校区を決定したうえで、5カ年で13クラブを整備し、339人の定員増を予定しています。

ウ 令和2年4月以降の開所、公募

(ア) 天神小学校区における放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、障がい児者一時預かり施設

天神小学校区における放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、障がい児者一時預かり施設について、運営事業者の公募を行いました。

a 所在地

藤沢市天神町二丁目6番地の1

b 公募期間

令和元年8月6日から9月13日まで

c 公募結果

募集期間終了後、令和元年10月7日に運営事業者選定委員会を開催し、次のとおり運営事業者を選定しました。

事業者名 株式会社ハビリスデザイン

d 施設開所日

令和2年4月1日

e 児童クラブ定員

60人

(イ) 令和3年4月開所に向けた公募

第2期整備計画で予定する13クラブのうち、3～4小学校区における放課後児童クラブの設置運営事業者の公募を実施します。

a 開所日

令和3年4月1日

b 児童クラブ定員

60人

c 児童クラブ公募のスケジュール（予定）

|        |           |
|--------|-----------|
| 令和2年1月 | 事前周知      |
| 2月     | 募集要領発表    |
| 2～4月   | 公募期間      |
| 5月     | 選考委員会     |
| 6月     | 設置運営事業者選考 |

(2) 放課後の児童の居場所の充実

放課後の児童の居場所については、地域子どもの家・児童館、放課後子ども教室といった施設・事業について、利用時間・利用方法の拡充、実施場所の増設を図ることを目指します。

ア 地域子どもの家・児童館の運営方法の検討

地域子どもの家・児童館における飲食、開館時間の延長、学校から直接来館するランドセル来館について、利用者や運営委員等からの意見集約、他市事例の確認等を行い、課題を検証したうえで、新たな取組の検討を行います。

なお、令和3年4月に開所を予定している（仮称）「大道子どもの家」において、関係者と協働し、運営方法の拡充について試行的に取り組んでいきます。

イ 放課後子ども教室の実施校の拡大

現在、市内3小学校で実施している放課後子ども教室については、教育委員会と連携し、課題を整理し、実施校の拡大を図ります。

ウ 学習支援事業

生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して様々な支援機関と連携しながら、解決に向けた伴走型の相談支援を実施して

います。

また、多様な生活課題や背景を抱える子どもの学習の場を市内に3カ所設置し、学習支援や体験活動などを提供するとともに、進学や養育に関する保護者への相談支援を実施しており、今後もニーズに合わせ事業展開を図ります。

### (3) 地域における多様な居場所

たきのさわパラダイス・こまよせランドに代表される地域の縁側事業や、NPO・学生団体など市民団体が主体となり展開する地域における子どもの居場所事業について、実施主体との連携や行政による有効な支援方法について、検討を行います。

## 4 (仮称) 藤沢市子ども共育(ともいく)計画

平成30年度に実施した「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」(以下「実態調査」という。)及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号。以下「貧困対策推進法」という。)が、市町村による計画策定を努力義務とした改正がされたことを踏まえ、子どもの貧困対策の実施計画である「(仮称)藤沢市子ども共育(ともいく)計画」を策定します。

なお、計画期間は子ども・子育て支援施策の全体的な計画である第2期事業計画と同様に令和2年度から令和6年度までの5カ年とします。

### (1) 子供の貧困対策に関する大綱(案)

本年6月に貧困対策推進法が改正されたことに伴い、国が子どもの貧困対策を総合的に推進するために策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し案(以下「大綱案」という。)を提示し、令和元年10月25日から11月3日までの間、国民に広く意見募集をしました。

大綱案では、「日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて」との副題を付し、「全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築」をめざすためには、「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決する」、「子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく」必要があるとしています。

### (2) 共育計画における基本的な方向性

共育計画においては、第2期事業計画の副題である「だれひとり取り残さないあたたかい地域共生社会の実現に向けて」をめざす基本的な方向性として施策を推進します。

### (3) 共育計画推進の考え方

平成30年度に実施した実態調査の結果から把握した12の課題に対し、6つ

の視点で計画を推進します。

また、6つの視点と大綱案で示された子供の貧困に関する指標の改善に向けた重点施策を踏まえ、6つの施策方針を定め、施策を推進します。

本共育計画では、実態調査や計画策定の過程において明確になった、事業を実施していくうえでの課題についても、常に検討し、見直しながら、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会の実現をめざします。

#### (4) 共育計画の指標

12の課題のうち「子どもの自己肯定感」については、実態調査のアンケート調査において、中学2年生の約50%が自分のことが好きだとは「あまり思わない」「思わない」と回答しています。

一方、ヒアリング調査においては様々な寄り添った支援によって変化が見られた事例が報告されています。

このことから、すべての施策方針を総合的に推進することで自己肯定感を高めることをめざし、指標としたいと考えています。

また、「子どもの居場所」については、実態調査では居場所事業へのニーズが高いことが把握されたことなどを踏まえ、すべての子どもの近くに自分らしくいられる居場所ができるよう、居場所事業の数を指標とする予定です。

なお、「子どもの自己肯定感」においては、計画策定時に合わせて実施する実態調査において把握することとし、「子どもの居場所」においては年度ごとに把握するものとします。

### 5 各計画の今後のスケジュール

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 令和元年12月中旬～ | 第2期事業計画、居場所計画及び共育計画のパブリックコメント実施 |
| 令和2年 2月    | 2月定例会に各計画（案）報告                  |
| 3月下旬       | 各計画策定・刊行                        |
| 4月～5カ年     | 計画期間                            |

以 上

(事務担当 子育て企画課・保育課・青少年課)